

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	消防局 予防課
------	---------

実施事案名	松山市火災予防条例の一部改正(案)(林野火災の予防に関する事項)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>国は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、本報告書で、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、令和7年8月に火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を改正することとしました。</p> <p>本市でも、林野火災予防のため、国の通知を基に令和8年1月1日の施行に向けて、松山市火災予防条例を一部改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	消防法(昭和23年法律第186号)第22条第4項 火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年11月25日(火)
------------	---------------